

# 調剤報酬点数一覧表

2025年4月1日改定

調剤基本料	調剤基本料【要届出】	調剤基本料1		45点	
		調剤基本料2	処方箋受付回数・集中率等に応じて	29点	
		調剤基本料3 イロ・ハ		24点・19点・35点	
		特別調剤基本料A・B	A病院：診療所と不動産取引等特別な関係かつ集中率50%超 B:未届出	5点・3点	
		複数医療機関の同時受付2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降	80/100	
		調剤基本料の減算	受給率5割以下、かかりつけ機能未実施など	50/100	
		地域支援体制加算1・2・3・4【要届出】	在宅、麻薬、医薬品の備蓄など地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて	32点・40点・10点・32点	
		連携強化加算【要届出】	災害や新興感染症発生時に地域において必要な役割が果たせる体制	5点	
		後発医薬品調剤体制加算1・2・3【要届出】	直近3か月の後発医薬品 1:80%以上 2:85%以上 3:90%以上	21点・28点・30点	
		後発医薬品調剤体制減算	調剤数量割合に応じて	▲5点	
		在宅学総合体制加算1・2【要届出】	在宅訪問を十分行うための体制整備や実績に応じて在宅患者の処方箋受付時に算定	15点・50点	
		医療DX推進体制整備加算1・2・3(月1回)【要届出】	オンライン資格確認や電子処方箋など医療DXを推進する体制の評価。マイナ保険証利用率に応じて	10点・8点・6点	
		分割調剤時の2回目以降の調剤基本料	長期保存困難の分割調剤の2回目以降又は初めて後発医薬品調剤時の分割調剤の2回目 医師の分割指示による場合	5点 2回に分割・3回に分割	
	調剤技術料	内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）	1剤につき(3剤まで)		24点
		内服用滴剤	1調剤につき		10点
屯服薬		受付1回につき		21点	
浸煎薬		1調剤につき(3調剤まで)		190点	
湯薬		1調剤につき (3調剤まで)	7日分以下の場合		190点
			8日分以上 28日分以下の場合	7日目以下の部分 8日目分以下の部分(1日分につき)	190点
			29日分以上の場合		10点
					400点
注射薬		受付1回につき		26点	
無菌製剤処理加算【要届出】		1日につき	中心静脈栄養法用輸液、麻薬 抗悪性腫瘍剤	69点(6歳未満137点) 79点(6歳未満147点)	
外用薬		1調剤につき(3調剤まで)		10点	
麻薬加算		麻薬を調剤した場合、1調剤につき		70点	
向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算		向精神薬・覚醒剤原料・毒薬を調剤した場合、1調剤につき		8点	
開局時間以外等の加算		休日：日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日 深夜：午後10時から午前6時まで	基礎額＝調剤基本料＋薬剤調製料＋調剤管理料	基礎額の100/100 基礎額の140/100 基礎額の200/100	
夜間・休日等加算		午後7時～午前8時(土曜は午後1時～午前8時)及び休日・深夜		40点	
自家製剤加算 (予製剤及び錠剤半割は20/100)	1調剤につき	①内服薬(7日分毎)	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	20点	
		②屯服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点	
		③内服薬・屯服薬	液剤	45点	
		④外用薬	錠剤、トロージ剤、軟膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗腸剤 液剤	90点 75点 45点	
計量混合調剤加算(予製剤は20/100)	1調剤につき	イ：液剤　ロ：散剤、顆粒剤　ハ：軟・硬膏剤	35点・45点・80点		
調剤管理料	調剤管理料(内服薬) 内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く	1剤につき (3剤まで)		4点 8日分以上14日分以下 28点 15日分以上28日分以下 50点 29日分以上 60点	
	調剤管理料(内服薬以外)	処方箋受付1回につき		4点	
	重複投薬・相互作用等防止加算イ・ロ	イ：残薬調整に係るもの以外　ロ：残薬調整に係るもの		40点・20点	
	調剤管理加算	複数医療機関から6種類以上の内服薬が処方され、一元的に把握し管理する場合	初めて処方箋を持参 2回目以降で処方変更・追加あり	3点 3点	
	医療情報取得加算(12月に1回)	マイナ保険証等により患者の診療情報等を取得し活用する体制の評価		1点	
	服薬管理指導料1	原則3か月以内に再度処方箋を持参し、手帳提示の場合		45点	
	服薬管理指導料2	1の患者以外の患者に対して行った場合		59点	
	服薬管理指導料3(月4回)	介護老人福祉施設等の患者に訪問した場合		45点	
	服薬管理指導料4(情報通信機器等を用いた服薬指導)イ・ロ	イ：原則3か月以内に再度処方箋を提出し手帳提示の場合　ロ：左記以外		45点・59点	
	服薬管理指導料の特例	かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合		59点	
	かかりつけ薬剤師指導料【要届出】	3か月以内の再来局患者のうち、手帳の持参割合が50%以下		13点	
	【服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の加算】			76点	
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		22点	
	特定薬剤管理指導加算1 イ・ロ	特に安全管理が必要な医薬品の指導	イ：初めて処方時　ロ：指導の必要時	10点・5点	
	特定薬剤管理指導加算2(月1回)【要届出】	抗悪性腫瘍剤(注射薬)投与患者の薬学的管理及び結果を医療機関に文書により情報提供		100点	
特定薬剤管理指導加算3(初回処方時)イ・ロ	イ：RMPに基づく資料による説明指導　ロ：調剤前に医薬品の選択に係る説明・指導		5点・10点		
乳幼児服薬指導加算	乳幼児(6歳未満)への服薬指導、かつ指導内容を手帳記載		12点		
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し、患者の状況に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載		350点		
吸入薬指導加算(3月に1回)	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者に対し、文書や練習用吸入器等を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合		30点		
かかりつけ薬剤師包括管理料【要届出】	地域包括診療料等の算定患者を対象とする包括点数、時間外加算等、夜間・休日等加算、薬剤・材料等は出来高算定		291点		
外来服薬支交代料1(月1回)	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化等の服薬管理の支援をした場合等		185点		
外来服薬支交代料2	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化及び服薬指導を行い、かつ服薬管理の支援を行った場合に、内服薬の回数に応じて	42日分以下(7日分毎) 43日分以上	34点 240点		
施設連携加算(月1回)	入所中の患者を訪問し施設職員と協働した服薬管理		50点		
服用薬剤調整支交代料1(月1回)	処方医に薬剤師が文書を用いて提案し、内服薬6種類以上が2種類以上減少した場合		125点		
服用薬剤調整支交代料2(3月に1回)	複数医療機関からの内服薬6種類以上の処方を一元的把握し、処方医に減薬等の提案を行った場合	実績あり薬局 上記以外	110点 90点		
調剤後薬剤管理指導料(月1回)	調剤後も指導等を行い、医療機関に文書等により情報提供した場合	新たに糖尿病薬が処方または変更 慢性心不全で作用機序が異なる複数治療薬服用	60点 60点		
地域支援体制加算届出薬局に限る			60点		
在宅関連	在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回又は月8回)【要届出】	医師の指示に基づき患者を訪問し薬学的管理・指導を行った場合。原則16km以内に限る	1 単一建物診療患者1人の場合 2 単一建物診療患者2～9人の場合 3 単一建物診療患者10人以上の場合	650点 320点 290点	
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料(月4回又は月8回)	情報通信機器等を用いて在宅患者に対し服薬指導を行った場合		59点	
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		500点	
	夜間訪問加算・休日訪問加算・深夜訪問加算	末期悪性腫瘍、麻薬注射剤使用患者に対し保険医の求めにより夜間等に緊急訪問した場合		400点・600点・1000点	
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		200点	
	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	計画的な訪問薬剤管理指導とは別に情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を緊急に行った場合		59点	
	在宅患者緊急時等共同指導料(月2回限り)	急変等に医療従事者等と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合		700点	
	【在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算及び在宅患者緊急時共同指導料の加算】				
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		100点(オンライン22点)	
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対し、注入ポンプによる麻薬の使用状況や副作用の確認等を行った場合		250点	
	乳幼児加算	乳幼児(6歳未満)に対し指導を行った場合		100点(オンライン12点)	
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し指導を行った場合		450点(オンライン350点)	
	在宅中心静脈栄養療法加算【要届出】	在宅中心静脈栄養療法を行っている患者に対し、保管の状況、配合変化等を確認し管理及び指導を行った場合		150点	
	退院時共同指導料(入院1回又は2回)	患者の入院医療機関の医師・看護士等と共同で、退院後に必要な指導を行い、文書で患者に情報提供を行った場合		600点	
	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1	処方内容を照会し処方内容が変更された場合	イ：残薬調整に係るもの以外　ロ：残薬調整	40点・20点	
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料2	処方箋交付前に処方提案し処方箋を受付けた場合	イ：残薬調整に係るもの以外　ロ：残薬調整	40点・20点		
経管投薬支交代料(初回に限り)	経管投薬実施患者が簡易懸濁液開始時に支援を行った場合		100点		
在宅移行初期管理料(訪問点数等の初回算定月1回限り)	在宅移行時に認知症、乳幼児、末期がんなど重点の支援が必要な単一建物1人患者の場合		230点		
その他	服薬情報等提供料1(月1回)	医療機関等からの求めがあった場合に文書による情報提供を行った場合		30点	
	服薬情報等提供料2(月1回)イ・ロ・ハ	薬剤師が必要性を認めた場合に文書による情報提供を行った場合		20点・20点・20点	
	服薬情報等提供料3(3月に1回)	入院予定の患者について、医療機関の求めに応じて持参薬整理と文書による情報提供を行った場合		50点	
介護報酬	居宅療養管理指導費(月4回又は月8回) ＊介護予防居宅療養管理指導費も同様	医師の指示に基づき患者を訪問し管理・指導を行い、介護支援専門員に情報提供した場合	1 単一建物1人 2 単一建物2～9人 3 単一建物10人以上	518単位 379単位 342単位	
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合。オンライン不可		100単位	
	医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	医療用麻薬持続注射療法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		250単位	
	在宅中心静脈栄養療法加算【要届出】	中心静脈栄養療法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		150単位	
	特別地域居宅療養管理指導加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所より実施する場合		所定単位数の15/100	
	中山間地域等における小規模事業所加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する小規模事業所より実施する場合		所定単位数の10/100	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【要届出】	中山間地域等に居住する利用者にし通常の事業実施地域を超えて実施する場合		所定単位数の5/100	
	情報通信機器を用いて行う場合	居宅療養管理指導1～3回合わせて1月4回又は1回まで		46単位	

この一覧は調剤報酬上に表示することと定められています。保険期間は、患者が薬局における業務内容及びその費用を管理する場合、調剤報酬点数表の一覧等に応じて、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分りやすい場所に提示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。(診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について令和6年3月5日 保医発0305第4号 調剤報酬点数表に関する事項(速報)第8)